

「公的職業紹介の機能強化と有料職業紹介事業の適正化について」において作成することとしていた周知用資料 一覧

No	ファイル名	宛先	主な周知内容
1	労働者の採用を仲介した雇用仲介事業者を正しく把握しましょう	求人者の皆さまへ	<p>《求人者が求職者との面接の際に記録しておくべき内容について》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■採用経路 ■紹介・情報提供等のサービスを受けた日 ■面接実施日 ■採用日 等
2	雇用仲介事業者（職業紹介事業者、募集情報等提供事業者）を安心して利用するために	医療・介護・保育・幼児教育施設などで人材を募集している皆さまへ	<p>《求人者が雇用仲介事業者を安心して利用するための注意点について》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用する前に必ず確認する情報（認定制度HP、厚労省HP、人材サービス総合サイト） ・契約内容の確認 ・離職要因分析、職場定着の取り組みの実施
3	有料職業紹介サービスを利用する際の注意点	医療・介護・保育・幼児教育施設などで人材を募集している皆様へ	<p>《求人者が職業紹介サービスを利用する際の注意点について》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有料職業紹介の利用には手数料が必要 ・採用した人材がすぐに退職しても、手数料の支払いが必要になる可能性 ・紹介事業者には得意分野などによって様々な事業者がある <p>※「適正な有料職業紹介事業者の認定制度」「有料職業紹介事業者の手数料の平均値や離職率」の紹介</p>
4	ハローワークや、自治体等が運営する無料職業紹介をご存知ですか	医療・介護・保育・幼児教育施設などで人材を募集している皆様へ	<p>《ハローワークの利用について》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークを利用するメリット（無料の職業紹介、1日あたり約236万件のアクセス実績、医療・介護・保育分野だけでも年間40万件を超える求職者が登録） ・ハローワークの上手な使い方
5	医療・介護・保育分野における職業紹介機関を利用した好事例集	医療・介護・保育・幼児教育施設の事業主の皆さまへ	<p>《職業紹介機関を利用した好事例集について》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークを利用した好事例 ・都道府県福祉人材センターを利用した好事例 ・民間職業紹介事業者を利用した好事例
6	職業紹介サービスを利用する際のチェックポイント	—	<p>《職業紹介サービスを利用する際のチェックポイントについて》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 職業紹介事業者を選ぶとき 2. 職業紹介事業者を実際に利用するとき
7	「人材サービス総合サイト」をご活用ください	職業紹介事業を利用する求人事業主の皆さまへ	<p>《厚生労働省が運営する「人材サービス総合サイト」について》</p>
8	民間人材サービス（職業紹介、募集情報等提供）を利用する際の留意点	求人者の皆さまへ	<p>《民間人材サービスを利用する際の留意点について》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間人材サービスの種類 ・料金や違約金をめぐるトラブル事例 ・サービス利用時の留意点、契約前に確認が必要な点 ・職業安定法指針の改正内容
9	採用した労働者について、複数の求人サイトから成功報酬（手数料）を請求されるケース、ハローワーク経由で採用した場合にも請求を受けるケースが増えています。	求人者の皆様へ	<p>《求人者（募集主）が求人サイトを利用する際の契約チェックポイントについて》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラブルの発生要因について ・契約チェックポイント
10	募集情報等提供事業者（求人募集サイト、人材データベース等）が新たに遵守すべき事項	—	<p>《求人者が求人サイトを利用する際の契約チェックポイントについて》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約チェックポイント
11	雇用仲介事業（職業紹介事業、募集情報等提供事業）の利用でトラブルが発生した際は労働局へ！ご相談は労働局『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』まで	医療機関や介護施設・保育所・幼稚園などの経営者・人事担当者の皆さまへ	<p>《各都道府県労働局相談窓口について》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年4月1日から、職業安定法施行規則、同法に基づく指針の一部改正について ・各都道府県労働局相談窓口について